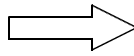


共同実施だより

* 用務員さんたちの団結力で大変身しました！！ *

5月29日に環境整備担当者会が開かれました。
 今回は美和中学校の中庭が華麗な変身を遂げました。

Before...
 出来上がりが楽しみです。

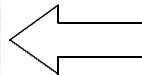


剪定のポイントはどこですか??

情報交換も大切です。



きれいになったおかげで、『立志の園』の石碑が現れました。



高所作業は声を掛け合って

完成です！

支部内行事予定

8 月

- 2日 教頭、事務職員、事務員合同研修会
- 11日 新子連夏祭り（新通小）
- 21日 給料日
- 29～31日 地域探訪（末広中①）
 職場体験（末広中②）
- 31日 旅費支給日



9 月

- 15日 体育祭
 （籠上中・末広中・美和中・安倍川中）
- 18～20日 宿泊訓練
 （井宮北小⑤・足久保小⑤）
- 19～20日 宿泊訓練（新通小④）
- 19～21日 宿泊訓練
 （田町小⑤・駒形小④⑤）
- 20～21日 宿泊訓練（安西小④）
- 21日 給料日
- 23日 運動会（美和小）
- 28日 旅費支給日
- 30日 PTAバザー（新通小）

* 『こども手当』が『児童手当』になりました *

平成24年4月1日から「子ども手当」が、「児童手当」へと変更されました。主な変更点は以下のとおりです。



☆「児童手当」と「子ども手当」の違い

	子ども手当（旧） 平成23年10月～平成24年3月	児童手当（新） 平成24年4月以降
一人当たりの 支給月額	3歳未満 15,000円	3歳未満 15,000円
	3歳以上小学校終了前	3歳以上小学校終了前
	第1子・2子 10,000円	第1子・2子 10,000円
	第3子以降 15,000円	第3子以降 15,000円
	中学生 10,000円	中学生 10,000円
		特例給付（所得制限超過世帯） 5,000円（子ども1人当たり）
所得制限	なし	平成24年6月分から所得制限導入 限度額：（世帯構成により変動）

※ 上記表の算定児童である「第1子・第2子」とは、18歳になった年の最初の3月31日までの間にある子どものみ数えます。ただし、実際に児童手当の支給対象となるのは、中学生までの子どもです。

* 夏といえば・・・諸手当認定要件の再確認の時期ですね *

扶養手当・通勤手当・住居手当については、校長の専決事項です。認定後も証明書類の提出等により、「支給要件を満たしているか」「支給額は適正か」の確認を随時行うことになっています。給与事務の適正化のため、今回もよろしくお願いします。



特に注意していただきたい点はこちら！

★扶養手当関係★

◎確認のための証明書類が必要です！！

在学中の者（大学生等）は在学証明等が必要になります。家を離れて下宿しているお子様には、帰省される前に必要書類の取得を伝えてください！

◎被扶養者がパート・アルバイトを新たに始めた、増やした、変えた等変更はありませんか？

◎遺族年金・障害者年金等の申告漏れや収入額の変更はありませんか？

非課税扱いのため、市町発行の所得証明書には記載されないため、注意が必要です。扶養手当では、所得の対象になります！また、年金額の改定や65歳高齢基礎年金受給開始により収入額に変更がありませんか？

★住居手当関係★

◎借家の契約は自動更新ですか？

自動更新されたことを確認する必要があります。契約を更新したときは、更新時の領収書の写しを提出してください。

★通勤手当関係★

◎通勤経路・通勤方法に変更はありませんか？



給与明細の内容も
毎月確認しましょう